宜野湾市いじめ対策の啓発リーフレット

市民総ぐるみでいじめに向き合い

子どもたちが 安心 してすごせるまちを!



宜野湾市いじめ防止基本方針は、いじめのない社会の実現を柱としており、学校・保護者・市民・関係機関が連携し、市全体で宜野湾市内の全ての児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができることを目的に策定しました。

詳しくは、宜野湾市教育委員会ホームページをご覧下さい。 http://www.ginowan-okn.ed.jp/index.jsp

いじめ対策」に向けた宜野湾市の取組

宜野湾市では、平成27年に『いじめ対策』に向け、以下の取組を実施しました。

1. 「官野湾市いじめ防止基本方針」を策定

『12項目の基本的な柱』

- ①いじめの定義
- ③いじめの防止等の基本的な考え方
- ⑤いじめの早期発見
- ⑦地域や家庭との連携
- ⑨宜野湾市いじめ問題専門委員会
- ⑪重大事態への対処

- ②具体的ないじめの態様(例)
- ④いじめの防止
- ⑥いじめへの対処
- ⑧宜野湾市いじめ問題対策連絡協議会の設置
- ⑩学校における教職員の取組
- ⑫宜野湾市いじめ問題調査委員会の設置

2. いじめ対策のため「三つの組織」を設置

『いじめ対策』に向けた3つの組織

官野湾市いじめ問題対策連絡協議会

既存の「はごろもサポートネットワーク(HSN)会議」を活用し、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図ります。

官野湾市いじめ問題専門委員会

教育委員会の附属機関として、 いじめの防止等に関する施策、取組に ついて審議・検証を行います。また、 重大事態について調査を行います。

宜野湾市いじめ問題調査委員会

宜野湾市の附属機関として、重大事態について、学校又は教育委員会の調査 結果を受けた市長が、必要があると認めるときに、再調査を行います。

「宜野湾市いじめ防止基本方針」の概要

宜野湾市は、「すべての児童生徒は、一人の人間としてかけがえのない存在であり、心と体に苦しみや痛みをもたらすいじめは、人間として尊重され成長する権利を著しく侵害する重大な人権侵害である」との認識にたち、いじめを防止するために平成27年11月に「宜野湾市いじめ防止基本方針」を策定しました。ここでは、いじめ防止に向けた宜野湾市の取組みについて紹介します。

宜野湾市、教育委員会、学校、家庭、地域等は、児童生徒の健全育成及びいじめのない社会の実現を柱としており、市内の全ての児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、次のような姿勢で取組みます。

○ いじめは絶対に許されない

いじめはどんな理由があっても決して許されない行為であり、見過ごしたり、 放置したり、許容しないことが大切であるとの認識を共有し、いじめの防止等に 取組みます。

○ 地域社会総がかりで向き合い、対応する

学校や教育委員会、家庭だけでなく、市福祉推進部、宜野湾警察署、民生委員、 保護司、県や市配置SSW・SCなど多くの大人の関わりを活かし、関係機関と連携した取組みを進めます。

○ 教職員は、具体的な取組みを行う

学校におけるいじめの防止に関する取組みを「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」として、具体的に行います。

○ 重大事態発生時の対応のための組織の設置

重大事態が発生した場合の対処または、同種事態の発生の防止のため必要があるときの附属機関を設置しました。

教育委員会の附属機関「いじめ問題専門委員会」 市長部局の附属機関「いじめ問題調査委員会」

保護者の皆様へ(早期発見を向けて)

あ子さんに、以下の項目にあてはまる様子が見られた場合は、何か心配なことや困っていることはないか、話を聞いてあげて下さい。何か気になることがありましたら、学校や関係機関に速やかに相談して下さい。普段から、ご家庭でも学校生活の様子に耳を傾け、お子さんの様子を観察し、がんばりや成長を励まして下さい。

子どもの小さなサイン チェックリスト

【いじめられている子どもの変化】

- □朝、なかなか起きてこない、登校をしぶる、部屋から出てこない。
- □元気がない、食欲がない、よくため息をつく。
- 口学校や友達の話をさけるようになる。
- 口イライラしたり、些細なことで怒ったり感情の起伏が激しくなる。
- □服装の汚れ・破れや理由のはっきりしないすり傷や打撲の痕がみられる。
- □持ち物(学用品や所持品)に落書き、紛失があったり、壊れたりしている。
- □お金をひんぱんに要求したりする。

【いじめている子どもの変化】

- □普段持っていない物を持っている。
- □お金の使い方が派手になる。
- □暴力的な言動や友達を中傷する言動が目立つ。
- *インターネットやスマートフォン、携帯をめぐるトラブルも増えています。 スマートフォン(LINE)や携帯電話のルールは、家庭で話し合って決めましょう。

☆一人で悩まないで・・・(いじめに関する相談窓口)

※まずは、在籍している学校へご相談下さい。信頼できる教職員が対応します。

相談窓□	所在地	電話番号
市青少年サポートセンター第一教育相談室	宜野湾市赤道1丁目5番17号 (H28・8月より)	098-892-4732
市青少年サポートセンター第二教育相談室	宜野湾市赤道1丁目5番17号	098-893-5073
宜野湾市教育委員会 指導課	宜野湾市野嵩730番地	098-892-8289
沖縄県総合教育センター	沖縄市与儀3-11-1	098-933-7595
沖縄県教育委員会 親子電話相談室	那覇市泉崎1-2-2	098-869-8753
沖縄県子ども若者みらい相談プラザソラエ	那覇市首里石嶺町4-373-1	098-943-5335
沖縄いのちの電話	南風原町宮平212	098-888-4343
沖縄県警察本部 少年サポートセンター ヤングテレフォンコーナー	那覇市泉崎1丁目2-2	0120-276-556 098-862-0111